

消防法による命令の公告

Notification of Order under the Fire Service Act

2020年3月19日現在

命令の対象となった 防火対象物又は施設	所在地	札幌市豊平区月寒西1条10丁目438番地69、438番地24、438番地141
	名称	ハイアットプラザ月寒
	完成検査番号	
命令を受けた者	S・Iマネジメント株式会社 代表取締役 出水 修次	
命令事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月30日までに、上記防火対象物に設置されている自動火災報知設備の煙感知器（屋内階段）は、垂直距離7.5メートルにつき1個以上とすること。 ・令和2年5月30日までに、上記防火対象物に設置されている自動火災報知設備の受信機は、再鳴動機能を有するものとする事。 ・令和2年5月30日までに、上記防火対象物に消防機関へ通報する火災報知設備を技術上の基準に適合するように設置すること。 	
命令発令日	令和2年3月19日	
命令発令者	札幌市豊平消防署長	
Building or facility targeted by the order	Location	Tsukisamu-nishi 1-jo 10-chome 438-69, 438-24, 438-141 Toyohira-ku, Sapporo-shi
	Name	Hyattplaza Tsukisamu
Violation of the Fire Service Act	<ul style="list-style-type: none"> ・ Automatic fire alarm system does not meet technical standards. ・ Fire alarm system connected to fire services is not installed. 	